

実証実験に関する協力覚書

株式会社 Liquitous（以下「甲」という）と●●（：連携先）（以下「乙」という）とは、甲が提案するオンライン上の合意形成・意思決定プラットフォーム「Liqid」（以下「本プラットフォーム」という）を用いた実証実験（以下「本実験」という）に乙が参加・協力するにあたり、次の通り協力覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（本実験の内容）

第1条

第1項 本実験の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 本プラットフォームの試行利用
2. 本プラットフォームを用いた各種プロジェクトの実施と技術的・知見的情報の交換

第2項 本覚書に記載のない事項については、甲が別途定める「Liquitous が提供する各種サービスに関する包括的な利用規約」（以下「利用規約」という）に基づいて、本実験を実施するものとする

（役割分担）

第2条 本実験において、甲は本実験環境の整備（本プラットフォームの提供及び維持・管理、本実験の実施要領の策定）を行うものとする。乙は、甲が提供する本プラットフォームを用いて、その機能の確認や実際の使用を定められた期間の間に行いことができる。

（情報の登録）

第3条

第1項 乙は、乙の責任において、本プラットフォームを利用するものとし、乙により登録された情報の正確性等について甲は一切責任を負わないものとする。

第2項 乙により本プラットフォームに登録された情報が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しているとして、又は侵害している可能性があるとして甲と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、乙は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等を処理、解決するものとし、甲を免責せしめるものとする。

第3項 甲は乙に対して、利用規約第18条から第23条において定める事項が、本実験においても適用される旨を確認する。

(貸与物品)

第4条

第1項 甲は、乙に対し本実験の実施のために以下に記載するガイドブックや開設文書等（以下総称して「実験資料等」という）を配布するものとする。

1. 本プラットフォームを乙が利用するコンピューター端末等から利用することができるアカウント及びパスワード等の設定に必要な文書（ガイドブック）等
2. 本プラットフォームの利用方法を解説する文書等

第2項 乙は、前項の規定により甲から利用にあたってのガイドブック等を所定の方法による配布を受けるものとする。

第3項 乙は、事前に甲の承諾を得ない限り、第4条第1項に定められる実験資料等を改変したり、再配布したりすることはできない。

(評価・検証レポート)

第5条

第1項 甲が本実験の実施内容、結果に基づく評価・検証レポート（以下「レポート」という）を作成するにあたっては、乙に対してこれに協力することを求めるものとする。

第2項 前項に定めるレポートにかかる著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は甲に帰するものとする。ただし、乙は本実験の公表・推進を目的として、評価・検証レポートの内容を利用することができる。

(守秘義務と情報保全)

第6条

第1項 甲及び乙は、相手方から開示された秘密である旨明示された情報を本実験の実施・遂行以外の目的に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

第2項 本実験にあたって、乙が本プラットフォームを利用し、入力した情報等について、甲は、利用規約第18条各項の定めに従って適切な情報保全を行うものとする。

(本覚書の有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、令和●年●月●日より令和●年●月●日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙より別段の意思表示がない場合には、本覚書は同一条件で更に6ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とする。

(本覚書の解除)

第8条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本覚書を直ちに解除することができる。

- (1)本覚書の条項に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき
- (2)正当な理由なく本覚書に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
- (3)相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (4)その他、本覚書を継続できないと認められる相当の事由があるとき

(損害賠償責任)

第9条

第1項 甲及び乙は、本覚書の条項に違反して相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第2項 前項の定めを履行する際に、甲は利用規約第24条の定める通りに、賠償する責任を履行するものとする。

(管轄)

第10条 甲及び乙は、本覚書に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第11条 本覚書の解釈の相違及びその他の事項につき生じた疑義については、まずもって利用規約の定めに基づいて解決を図り、最終的には双方が誠意を持って協議の上、解決を目指すものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 2044 番地 29
株式会社 Liquitous
代表取締役 CEO 栗本 拓幸

乙 住所●●●●
法人名●●●●
代表者役職・氏名